

2022.1.20

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付要綱・FAQ等が発出される◆

1月14日、「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について」が発出され、交付要綱、FAQのほか、事業者向けのパンフレットも公表されました。

FAQにより得られた情報として下記のような内容が挙げられますが、一部には事務局のコメントを付記いたします。

【対象職員】

<賃金改善部分>

- ・保育士や幼稚園教諭、保育教諭のほか、調理員や栄養士、事務職員等、各施設に勤務する全ての職員（法人役員を兼務する施設長を除く。）が対象。ただし、延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している職員は対象外。
- ・非常勤職員も対象となるが、補助額については常勤換算による職員数をもとに算定される。
- ・賃金改善の具体的な方法や対象・個々の職員ごとの賃金改善額については、事業者の判断により決定することが可能（ただし、補助要件は満たすこと）。

→実際の園の配置数と合わないため、対象や配分方法の検討が必要です。例えば常勤のみを対象とした場合、法人役員を兼務する施設長と、通常の教育・保育以外のみに従事している職員を含まないため、該当する職員の方々への丁寧な説明、またはこの補助金以外での対応などの検討が必要でしょう。

また補助要件には市町村への申請も含まれているため、遅くとも2月上旬までに市町村から連絡がない場合は、この交付金に関する問い合わせをしてみましょう。

【補助要件】

- ・「賃金改善部分」については、令和4年2月から実際に職員の賃金改善を行うことを要件としており、賃金規程等の改定に一定の時間を要することを考慮し、3月に、2・3月分をまとめて一時金により支給することも可能であるが、4月以降に支払う場合は補助対象外

となる。

- ・市町村議会における予算の成立に時間を要する等により、施設・事業者への補助金の交付が4月以降となる場合も今回の処遇改善の対象となるが、この場合でも、施設・事業所において令和4年2月分から実際に賃金改善を行うことが補助要件となるため、必ず2・3月中に支給しておかなければならない。
- ・計画時に賃金改善の対象としていた職員の異動等により、事業終了後に補助額に残額が発生してしまった場合には、当該残額については返還することとなる。なお、期間中（令和4年2月～9月）に賃金規程等を改正し、発生が見込まれる残額を追加的な賃金改善に充てることも可能であるが、この場合も、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」が要件となるため、追加的な賃金改善額を含めて、事業要件に合致しているかを判断することとなる。
- ・職員の退職・休職等も想定したうえで、賃金改善の合計額の3分の2以上を基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げによる改善に充てるよう留意しなければならない。→3月末までは一時金で支払うことができますが、4月以降の職員の退職・休職等も想定したうえで、計画を作るとよいでしょう。

【賃金改善額の算定方法等】

- ・年齢別平均利用児童数に小数点以下の端数がある場合は、小数点第一位を四捨五入する。
 - ・令和4年度に利用定員の見直しを行う場合においては、定員変更後の期間について、令和4年度の年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えない。
 - ・令和4年度に新規開設する施設・事業所も今回の処遇改善の対象となり、利用児童数は開設月から9月までの各月初日の年齢別利用児童数（平均）を推計して算定する。この場合の賃金改善については、地域又は同一の設置者・事業者における賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準に基づいて行うこととする。
 - ・賃金改善に伴う社会保険料の事業主負担分の増加分については、3%程度（月額9,000円相当）の賃金改善分とは別に上乗せして補助基準額を設定している。
- 認定こども園と保育所等の分園に関する児童数の求め方や単価の定員区分の選択、申請様式への記載方法等については14日時点のFAQ言及がありませんでしたが、申請書・実績報告書の修正版（添付ファイルをご参照ください）が示され、年齢区分ごとではなく、総額の記載のみとなりました。追ってFAQでも説明があるものと思われますので、対象となる法人様は今後のFAQの更新や市の指示等を確認したうえで計算しましょう。
- 社会保険料の事業主負担分は公定価格における職員配置に対し、9,000円+法定福利費の事業主負担分程度が補助されるものとお考えください。

<賃金改善部分>

公定価格上の算定対象職員数(常勤換算)×9,000円×(1+社会保険料率(事業主負担分))

※地域区分に関わらず同額。

→定員区分・年齢区分の別のみであるため、複数施設を運営する法人において計画を立てる上では、比較的楽です。保育所みの法人の場合、当事務局の独自の算定シートを作成しておりますので、よろしければご活用ください。

<国家公務員給与改定対応部分>

令和4年度公定価格における人事院勧告反映前後の差額相当額。

→地域区分・定員区分・年齢区分により異なる単価となっています。

・実施要綱で示している法定福利費等の事業主負担分の算式は「標準」の算定方法として示したもので、個々の施設・事業所の実情に応じた算出方法によることも可能。

【市町村実務】

・申請の段階では、賃金改善計画書に記入されている内容が本事業の要件に合致しているかを確認することで足りる。一方で、実績報告書の確認の際には、賃金規程や賃金台帳等の添付を求め、記載内容について確認を行う必要がある。

・令和3年12月23日付けの通知で示した賃金改善計画書・賃金改善実績報告書の様式を使用することを自治体に求めている。

→認定こども園は1号と2・3号とで単価が異なるため、同様式の補助額の算定や児童数の記載方法等をどのようにしたらよいのか、14日時点のFAQでは不明でしたが、前述の通り、様式の修正版が示され、総額のみ記載する形となりました。FAQ等による詳細が待たれます。

上記以外にも、必要な情報が諸々記載されておりますので、必ずお目通しくださいませ。

また、今回の（14日時点の）FAQでは不明な点も残されたままとなっており、追って更新される情報の早期の周知が待たれます。

内閣府 HP・子育て支援事業者の方向け情報

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業のリーフレット

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/leaf.pdf>

保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（別紙が交付要綱です）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/rinji_koufu.pdf

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係る FAQ（ver.1・令和4年1月14日時点版）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/faq-01.pdf>

※添付の「処遇改善補助金計算シート【保育所用】」について

- ・同一法人内で10施設まで一元管理できるようにしております。
- ・オレンジのセルに入力します。青いセルはドロップダウンリストから選択してください。
- ・緑のセルは必要に応じて月数を変更してください。

◆厚労省・社会福祉充実財産について、職員の処遇改善への優先的な活用を求める◆

1月5日付で、厚労省社会・援護局長通知「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」が発出されました。

社会福祉充実計画の策定にあたって、地域公益事業の積極的な実施を求めるほか、法人の社会福祉充実財産の有無に関わらず、職員の処遇改善への一層の尽力を依頼しており、「各種の福祉ニーズに応じた取組への活用を十分踏まえつつ」としながらも、「職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたい」と記載されております。

社会福祉法人制度改革の際には、「法人の自主的な経営判断のもとで、社会福祉事業や公益事業、地域公益事業など、収益事業を除くさまざまな事業に柔軟に活用が可能」とされていた社会福祉充実財産ですが、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）や「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）などの政府の方針を踏まえて、「地域公益事業や職員の処遇改善に積極的に使ってね」と依頼する内容となっております。

詳細は下記リンクより通知本文をご確認ください。

地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について

<https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2022/01/20220105.pdf>

先日もメールニュース配信にてご案内を差し上げましたが、2月8日（火）13:30より、今年度第2回目の「保育所サポートデスクセミナー」をオンライン（ZOOM）にて開催いたします。

会員園の皆様（経営層や園長・事務員の方など）は無料でご参加いただけます。複数名でも参加できますので、お気軽にご参加ください。

【セミナーの申込方法】

- 1) このメール（supportdesk@fukushi-hyouka.net）への返信にてお申込み

